

情報ファイル

information file



年金

**国民年金
こんなときは
かならず届け出を**

◆会社を退職したとき

国民年金の加入手続き

被扶養配偶者は、第3号被保
險者から第1号被保険者への

種別変更手続き

(届出先 市民窓口グループ)

◆結婚や退職などで配偶者の扶
養になつたとき

第3号被保険者から第1号被
保険者への種別変更

(届出先 配偶者の勤務先)

◆配偶者の扶養からはずれたと
き

第3号被保険者から第1号被
保険者への種別変更手続き

(届出先 市民窓口グループ)

◆年金手帳をなくしたとき

再交付の手続き

(届出先 市民窓口グループ)

第1号被保険者

(届出先 市民窓口グループ)

第3号被保険者

(届出先 配偶者の勤務先)

住宅

**借上六公共賃貸住宅
入居者募集**

- ◆口座振替を開始・変更すると
き
- 申出書の提出
- （届出先 金融機関）
- 納付書の再発行の手続き
- （届出先 刈谷年金事務所）
- ◆保険料を納めることが困難な
とき
- （届出先 市民窓口グループ）
- 全額、半額、1/4、3/4の各免除の手続き
- （届出先 市民窓口グループ）
- ◆学生で保険料を納めることが
困難なとき
- （届出先 市民窓口グループ）
- 学生納付特例の手続き
- （届出先 市民窓口グループ）
- ◆若年者納付猶予の手続き
- （届出先 市民窓口グループ）
- 65歳になつたとき
- 老齢基礎年金の請求
- 第1号被保険者期間のみ加入の方
- （届出先 市民窓口グループ）
- ◆募集住宅
- エクセル湯山（湯山町五丁目3番地4）
- ロイヤル八幡（八幡町五丁目1番地19）
- パークビレッジ（神明町二丁目12番地1）
- ハイツセブン（吳竹町四丁目地4）
- 10番地3）



申込資格

同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚姻者を含む。以下同じ）があること。

親族が、借上住宅に関する条例に規定する暴力団員でないこと。

収入基準（所得月額）が20万円を超え、44万5,000円以下の世帯

現在、住宅に困窮していること

が明らかな世帯

市区町村税を滞納していない世帯

その他

小型の物置が各戸にあります。

入居すると家賃以外に共益費・駐車場料金が必要です。

収入基準計算方法・間取りなど、詳しくは問い合わせてください。

受付期間 随時（祝日を除く。
土・日曜日は午前中のみ可）

受付・問合せ先

市民生活グループ

52-1-1111（内線265）



52-1-1111（内線265）

問合せ先
刈谷年金事務所
52-1-1111（内線265）

刈谷年金事務所
52-1-1111（内線265）

家賃など
準耐火2階建て4DK・3L
万1,700円

DK

万1,700円

第1号被保険者
(届出先 市民窓口グループ)

第3号被保険者
(届出先 配偶者の勤務先)